

第十三回

参議院外務・人事連合委員会会議録第一号

昭和二十七年三月二十五日(火曜日)午後三時二十分開会

委員氏名

外務委員

委員長 有馬 英一君

理事 鶴川 賴貞君

理事 吉川末次郎君

杉原 荒太君

平林 太一君

中山 福藏君

佐多 康隆君

大隈 健吾君

伊達源一郎君

西園寺公一君

加藤シヅエ君

岡田 宗司君

坂西 志保君

森崎 隆君

北村 幸彦君

平井 義一君

村上 太郎君

木下 源吾君

源吉君

三郎君

みづ君

鶴川 賴貞君

有馬 英一君

伊達源一郎君

中山 福藏君

大隈 健吾君

伊達源一郎君

重文君

委員長

人事委員

委員長

人事委員

委員長

人事委員

出席者は左の通り。

外務委員

委員長

理事

紅露

北村

溝口

重文君

理事

伊能君

伊達源一郎君

中山 福藏君

大隈 健吾君

伊能君

委員

委員長

人事委員

委員長

人事委員

政府委員	木下 源吾君
人軍院事務總	森崎 隆君
局法制局長	岡部 史郎君
外務政務次官	石原幹市郎君
外務大臣官房長	大江 昇君
事務局側	
常任委員	
会事門員	
常任委員	久保田貢一郎君
会事門員	熊谷御堂走君
常任委員	川島 幸彦君
会事門員	
○外務公務員法案(内閣提出、衆議院送付)	本日の会議に付した事件

○委員長(有馬英一君) それでは只今から外務・人事連合委員会を開会いたします。先ず外務公務員法案を議題といたします。本法案につきまして御質疑のおありのかたは順次御質疑を願います。

(有馬英一君委員長席に着く)

○森崎監督 その理由の説明が、実は人事委員会に属しておる私たちは順次御質疑を願います。

○有馬英一君 お聞きなさい。この外務公務員法案の提

出するが、できましたならば一応提案してお聞かせ頂いた上で質問をさせて頂きたいと思いますのでお取

委員

者あり)

員の中で外務省に勤務する者の特殊性を加味した身分保障関係法規の必要を痛感いたしまして、政府はここに外務

説明をお願いいたします。

者あり)

求しておられるようないことはしてはおらない」と思うのです。若ししておれば簡単に繰返してみて下さい。果して今具体的にこの單独講和下における特命全權、大使、公使領事等々の配備はどういうふうにして、何名どうい方法にして配置し、どういうこれに待遇をするか、どういうこれに任務を與えるか、そしてそのためにこの法律の説明は我々は読めばわかるのですしね、法律の細かい説明は求めません。その来るべき外交の根本方針とそれに伴う一つ具体的の措置について説明して下さいそれだけですよ。あなたからこんな部厚な資料を頂いて、今ずっと一廻わり見ましたけれども、そういう具体的なものは一向見えませんよ。抽象的な法律の説明だけです。例えば別表にしてもですよ、別表は何年に一体これが規定され、或るものには何年と書いてある。これは何のためについておるのかさっぱりわからん。こんなものはむろろ私は長いこと官吏をしておつたけれども、議員を愚弄するようなものだ。こんな説明の仕方は忠実と見えてちつとも忠實じやないと思ふ。もつと忠実な説明をして下さい。議員にこんなものでわからせよなどいうことは以ての外です。

○政府委員(大江見君) お話を伺いましたから、これにつきまして御説明申上げます。但し今後大使館、公使館、領事館を派遣いたしましては、近く御審議を願いまする在外公館の名称及び位置を定める法律案についてお話し申します。又これらの大使、公使、領事の給與はどのくらいであるかというようなことは、これ又いずれ御審議を頂きまする海外に勤務する在外外務本務員の給與の準則に關する法律によつてお詔りいたす次第でござりまするが、そういう点につきまして、極く荒筋御説明いたします。
只今予定いたしております大使館の設置箇所は二十一ヵ所でござります。

○委 員 一 着 お話中ですが、ちょっと
と一言口を入れさせて下さい。成るべく
くらつておる資料が若しあなたの説
明に役立つなら、どの資料ということ
を言つて下さると、私たち一緒にその
資料を見ながらあなたの話を聞きま
す。こんなに廣大に頂いても、資料
そういう説明に関連させて、どの資料
を開いてくれと、一つ小学校の生徒の
ようなつもりで、一つ先生になつたつ
もりでやつて下さい。どの資料を見れば
いいんです、あなたのこれから説
明は……。

○政府委員(大江見君) 在外公館の名
称及び位置を定める法律案、これはま
だお手許にお配りしてないかと思いま
す。お手許にないと存じます。それ
で、大使館を派遣いたします所二十一
ヵ所をこれから蔬上げます。アメリ
カ合衆国、カナダ、メキシコ、ブラジ
ル、アルゼンティン、大韓民国、フィ
リピン、オーストラリア、インドネシア

ア、タイ、ビルマ、インド、ベキスタン、トルコ、ドイツ、オランダ、ペルー、チリ、フランス、イタリア、スペイン、連合王国、これは英國であります。以上二十一カ国、次に公使館の箇所は十八カ所でござります。ドミニカ、ペルー、チリ、ウルグアイ、ニュー・ジーランド、ヴィエトナム、ラオス、カンボジア、ディア、セイロン、エジプト、ニューガーラシア、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、イスズ、ヴァチカン、ボルトガル、南アフリカ連邦以上の十八カ所でございます。次に領事館は、ニューヨーク、シカゴ、サン・フランシスコ、ロス・アンゼルス、ホノルル、サン・パウロ、香港、シンガポール、カルカッタ、ポンペイ、ジュネーヴ、以上十一館、領事館は、ニューヨーク、オルリ昂ズ、シアトル、ポートランド、ヴァンクーバー、釜山、スラバヤ以上六館、そのうち只今申上げましたところの、総領事館には殆んど全部總領事或いは領事を派遣いたしまするが、大使館につきましては、現在の予定におきましては、誰和條約効力のときにすぐ大使を全額派遣するというわけに参りませんので、現在出ております在外事務所長がおる箇所、これは一時これらを代理大使に任命する、後刻正式の人選を経ましてこれらの国に大使を派遣いたします。尤も、この中で二、三の国につきましては、正式の大使といふもの派遣は将来のことといつたしまして、当分は參軍官、或いは一等書記官が代理大使としてこれらの国に大使を派遣いたします。又公使館につきましては、兼任の箇所が相当多數ござります。公使館につきまして同様なことが言えるのでござります。又公使館につきましては、兼任の箇所が相当多數ござります。

ます。従いまして、公使館につきましては、実際に派遣いたしまする公使館は、只今申上げました十八ヵ国の中、十一ヵ国くらいになるのではないか、現在予定いたしております。
が大使館、公使館、領事館を派遣する箇所でございまして、東亜、ヨーロッパ、或いは北米、中南米、世界全体に亘つて配属を考えております。主として日本との貿易關係、或いは從来からあるの國交關係というようなことに重点を置いて置きまして、こういう箇所を選んだのです。尤も、現在の國際情勢上、直ちに日本との國交關係に入り得ないといふような國もござりますので、これらの國は除いてあるわけでございます。

大体これに準じた俸給を、在勤俸給を規定いたしました次第でござります。
在外勤務館を配置いたしました目的と、
いうような点につきましては御質問がございましたが、これは申すまでもなく、先ず第一に講和條約によりまして、國交関係に入るという間におきまして、いろいろな條約の整備をする必要もござりますし、又通商貿易の促進をやるために、新たに協定を結ばなければならんというようなことになります。又在留邦人がおるところに開しましては、ブランクになつておりました時代の間の領事館の仕事、及び在留邦人の身分に関する仕事もござります。こういうものに重点を置いてやるというようなふうに考えております。
これが講和発効後の外務省が在外公館を配置いたしまする一般の方針、又給與並びにその目的といたすところでござります。
○森崎謹君 石原政治大官から簡単に提案理由の説明をされましたが、一二三について御質問いたしたいと思ひます。大体まあ今國及び場所でございますか、大使館、公使館等の箇所をお聞きいたしましたが、國名としてはどうぞどくらいになりましようか、それをちよつと伺いたいのであります。それは、来月中に條約が発効するまでに、おののく批准を完了した國、並びに未批准国を含めての國でございましょうか、それをおよとお聞かせ願いたいと思います。
○政府委員(石原幹市郎君) 只今所在國は先ほど官房長から申上げた通りであります。このうち、先ほど官房長から申上げましたように、講和條約発効は、條件といたしまして、日本以外

には特定国六ヵ国ございます。その他一、二の國があると思ひますが、批准を完了しておるのだとさいます。そういう國に對しましては、講和條約発効と同時に、いわゆるこの大公使館或いは總領事館、領事館等が設置される手配となつております。國名、國の名前というお尋ねがありましたが、これは、先ほど官房長から大体國の名前をすつと申上げたと思つておりますけれども……。

○森崎隆君 未批准國のほうは勿論さつきのお話の中に含まれておると思ひますが、これは、當然一ちらから大使派遣せられるということについては、相手國のほうで了承されるという前提の下に今のような御計画が立てられておるかどうか、その通りでござりますか。

○政府委員(石原幹市郎君) 先ほど申し上げました國々は、大体将来大公使館或いは領事館、總領事館等を設置し得る見通しのつきました國々をすつところに挙げまして、そのほかの國々といえども、将来國交復の見通しがつきましたものにつきましては、或いは法律により、国会開会中であれば法律で追加して行く、開会中であるとか、或いは緊急の必要がある場合には政令でこれを発令して行く、こうしたことでござります。

○森崎隆君 それではまあ未調印國と言ひますと、現実に戦争状態にあるソ連等の國々に対しても勿論大使館とか公使館、これは置けないことはわかっておりますが、どうも今日までにアメリカ等の國に在外事務所を設置いたしましたような努力はこれと並行し

てなされるお考えでありますかとか。そういう又御計画がありましたが、ならばお話を承わりたいと思います。されども全然未調印国、戦争状態の統治する國々には全然そないうままで努力も何もなさらないかどうかとう問題でござりますが、これについて……。

○政府委員(石原幹市郎君) これはああらゆる世界の各國と友好関係将来立つて行かなければならんことは、これは言ふまでもない」と思うのですがあります。ただ只今お話のありますソ連等の国につきましては、こちらから申し入れておることにつきても、何らまだ殆んど回答がない、いふ状態でございまして、これは相手の問題であるとか、その他いろいろ、こちらから申し入れておることにつき、國との互いの友好關係を結ぶかどうか、という、相手のあることであります。勿論広く友好關係を結ばなければならぬといふ点で努力はしておるわけですが、ございますが、只今のところでは、まだその段階には至っていないわけでございます。

○森崎隆君 今のお話もよくわかりました、が、具体的に今までどの程度の努力をされましたか。又今後一体どうう意味でこういう平和回復への努力をしなさいますか。又今のお話を聞きますと、又反対にとりますると、未帰還者との早期送還というものが前提條件になつて、これが完了しなければ、その國となさいますか。又このお話を聞きますと、この外交調整は、こちらとしては考へられないといふようなふうにも、まあ取れるような御発言のように伺いましたが、むしろ私たち、外交調整を

積極的に進めて行く、その努力を、相手国があるのはよくわかつておりまするが、我々としましては、真摯な態度で戦争をとにかくいたしました相手国との間に、積極的な平和回復への努力を具体的にしながら、並行してそういう重大な問題の解決へ進みたいという気持ちを私たちは持つておるのでござりますが、その点についてどちらが先に、例えばソ連に対しましては、未復員者の完全な、何十方とかいう、政府が発表されておりますところの、「これを全部一人残らず帰してくれなければ、國交調整の問題には入らない」というようなおつりもりかどうか。そのところをもう少し具体的に、これまでの、今後の御努力の方針とさせまして、お伺いいたしたいのでござります。

○森崎陸君 もう一つ、念のために、懸念いたします点であります。が、今の平和が一応回復されます、そういう国との間の問題でござりますが、その結果、戦争状態にある国々との間に、は、却つてそういう国々を或る意味で悪い刺戟を與えまして、ます／＼今後の国交調整は、それを困難にするようなファクターが出て来るような心配であります。が、その間に申しますが、そういう点については、勿論御検討済みだと思いますが、この点について伺いたいと思います。もつとこれを具体的に申しますと、残念ながら多數講じてある現状に至つておりますが、日本国としても早くいわゆる完全な平和状態に復したい、その真摯な気持を、こういう太公使派遣その他の問題におきましてしましては、すべての交戦国と一日も早い形で、例えは、従来の在外事務所の形のまま、他の未調印国との間に早く平和条約を締結いたし、全体が揃い次第正式なもの派遣いたしたいといったよな行き方も、我々日本国民が本当に世界的な平和を愛する真摯な態度を国際場裡に披露する一つの途かとも考へられる点もあるのであります。そういう点について、或いはこれは私の考え方過ぎかも知れませんが、外務当局では、むしろこういうものをはつきりと、平和回復した國々に大公使を送ること、が、他の未調印国をよい意味で刺戟して、国交調整が好転するというお考えがあるかどうか、この点について一つお伺いいたしたい。

発効を機会に、今までもすでに在外事務所等を設置いたしまして、いろいろの国交、或いは通商關係の事務であるとか、そういうことをやつておつたわけであります。が、それを今度は正式に一日も早くそういう状態に置きたいということでも又一つの考え方でござります。発効と同時に置き得る所は置こう、それから未調印国等につきましても、これも大体御案内だらうと思いまするが、未調印の国々についても友交関係を至急に結びたいという、こちらも望みます。相手も望んでおる国も相当あるのであります。そちらも私たちも、或いは講和発効と相前後いたします頃ぐらいにそういう折衝に入ることもあるあると思うのであります。でき得る限り早く在外公館の設置をやりたい、かような気持でおります。

よくわかると思いますが、そういうよ
うな意味からいたしまして、ここに取
りまとめてトヨタの経営方針を二つ

○木下源吾君　只今のお話では、いろいろなえらい職ができるから、それは一般職ではないかん……。ところがこの間全権が行くときは一般職でなければならんというて政府がやつたんじやないのですか、人事院規則を作らして……、そうじやなかつたのですか。

うな官職を一般職といたしますにつきましては、その特殊性に基きまして、

○木下源吉君 人事院がこれに賛成したか。

の説明と逆のように私はこの内容をとつておるけれども、そこで私はさつき

いろ相談をしたり、或いは調査を依頼したりするというようなことも考えら

○木下源吾君 只今のお話では、いろいろならしい職ができるから、それは一般職ではないかん……、ところがこの間全権が行くときは一般職でなければならんというて政府がやつたんじやないのですか、人事院規則を作らして……、そうじやなかつたのですか。

○政府委員(石原幹市郎君) あのときはたしか全権とか、政府代表とか、そういうものについて規定がなかつたものでありますから、便宜そいういう解釈をとつたのであります。ああいうふうな問題もありますので、今回は全権であるとか、或いは政府代表、そういうようなものもすべてまとめて、将来問題が起らないように一本に外務公務員法を作つたような次第であります。

○木下源吾君 一体この間の全権が一般職で何が問題が起つたんです。その問題が起るとか何か問題があつたかどうか聞かして下さい。不都合な問題があつたか。

○政府委員(岡部史郎君) 私からお答えいたしますが、御承知の通り現在の国家公務員法におきましては、これはもう木下さんもよく御承知の通り、御説明申上げるまでもないことなんですが、特別職は列挙主義をとつております。従いまして国家公務員法においては、公使だけが特別職であります。従いまして、特別職といつもののがいましては、特別職といつもののが

○木下源吾君 只今のお話では、いろいろならしい職ができるから、それは一般職ではないかん……、ところがこの間全権が行くときは一般職でなければならんというて政府がやつたんじやないのですか、人事院規則を作らして……、そうじやなかつたのですか。

○政府委員(石原幹市郎君) あのときはたしか全権とか、政府代表とか、そういうものについて規定がなかつたものでありますから、便宜そいういう解釈をとつたのであります。ああいうふうな問題もありますので、今回は全権であるとか、或いは政府代表、そういうようなものもすべてまとめて、将来問題が起らないように一本に外務公務員法を作つたような次第であります。

○木下源吾君 一体この間の全権が一般職で何が問題が起つたんです。その問題が起るとか何か問題があつたかどうか聞かして下さい。不都合な問題があつたか。

○政府委員(岡部史郎君) 私からお答えいたしますが、御承知の通り現在の国家公務員法におきましては、これはもう木下さんもよく御承知の通り、御説明申上げるまでもないことなんですが、特別職は列挙主義をとつております。従いまして国家公務員法においては、公使だけが特別職であります。従いまして、特別職といつもののがいましては、特別職といつもののが

○木下源吾君 岡部君が答弁されたのですが、一体この法律を作るのに人事院は関與したかね。

○政府委員(岡部史郎君) お答えいたしましたが、この法案が外務省において立案される際に際しましては、人事院ほうにしばく御相談御協議がございました。

○政府委員(岡部史郎君) これは木下さん、前から御承知の通り、この国家公務員法制定の当時から大使、公使は特別職にして置きますが、その他公務員法の附則の十三條において、御承知の通り外交官領事官その他の在外職員につきましては特例法を設けるという約束になつております。その特例法であるということになつておりますから御了承頂きたいと思います。

○木下源吾君 公務員法十三條による特例法と考えていいですか。

○政府委員(岡部史郎君) 明らかにこれは公務員法十三條に基く特例法でござります。ただその名称を特例法と用いなかつたのは、これは専局内容につきましては明らかに、一般職に関する限りは特例法であります。同時に大使、公使、それから外国人である高級の職員であるとか、名譽領事、名譽總領事とかいうようなもの、その他の特別職につきましても規定しておるわけで、法文の体裁として、法文上は特例法といふことを使うのは如何かという結論に達しましたので、外務公務員法といつたしますが、その内容におきましては、一般職に関する限りはこれは国家公務員法の特例法であります。従いまして一般職の外務公務員につきましては、この中に書いてある特例が優先的に適用になるわけであります。それが除きましては公務員法のすべての規定がだまつていれば、当然にこれにかぶつて行くというように規定してござります。

から聞いているのは、まだ講和も、ここに書いてあるように平和條約の効力も発生しない、そういうときにこういうことをやらなければならん理由だな、つまり実際は、それ故に先ほどから官房長ですか、いろいろえらくいろいろもどろ言つておる。現在の在外事務所というものですね、やつておつて、そうしていよいよ必要になつたときにやつたらどうか、こういう私は考えて聞いておるわけです。そうでないと今この仮定だとまだどこへ何ば置くんだという見当がつかない、未成熟のものを対象としてこれをやつたんだというようになしか考えられない。従つてこの内容においてもあなたが今この法案の何條ですか、給與の面などでも、別に十三條ですか給與の面などでも法律がまだ何にもないにしたがて法律をこれから出すんだといふなことで、出でならこれは同時に出して来るべきだと私は思う。公務員法だつて公務員法を出せば別表をつけて出すんですから、これは非常に法律の提案の体裁がなつてないと私は思うんです。これでも差支えないと考えたんだろうと思うけれども、余りこれは併し独断的じやないか、こういうように私は考えるんです。そこでこの提案理由の説明にですね、民主的に且つ能率的にやると書いてある。一休民衆的というの、これははどういう意味ですか、ここに書いてある民主的とは。

れます。それから又外務省研修所等を充実活用いたしまして、外國等でも十分研修の機会を持ち得るようにしようと。そういう特にどこが民主的というふうに開き直られますと何でありますか。そういうふうないろ／＼なことを盛り込んで考慮しておるわけであります。能率的というのも全体の中にあるんであります。が、特に査察使なども設けて行政の監査もやれば、或いは僻處の地の人の勤務状況等も見て、立派なことをやつておれば、それを更に引出すようにして行くとか、いろいろ考えておるわけでございます。

の十三條の給與の内容はいつ頃出されるとですか。

○木下源吾君 議事進行について……。この給與の法律が出た場合に、あなた独断では行くまいが、外務委員会が再び人事委員会と連合をやつて頂けますか。

○委員長(有馬英二君) よく理事会で相談いたしましてすることいたします。

○木下源吾君 実際の審議においてはそなうならんといふと不都合じゃないかと、私はそう考へるんですが、或いはいろいろの都合でそういうことが行われない場合もあると想像する面があります。そこで一般の新聞に出でるおんじですが、これは大体こうしたことにして顶けます。

○政府委員(大江昇君) 購売新聞の記

事は一部でござりますが、そこに載つておる数字は大体合つておると思ひます。○木下源吾君 この購売新聞の三月二十日ですが、これは大体こうしたことにして顶けます。

○政府委員(大江昇君) これは閣議をすでに通つておるのでござりますが、總司令部のほうに翻訳をいたしまして廻しておる関係上、少し遅れておるのですか。

○木下源吾君 今、在外事務所といいますか、これは大体今度は大使なら大使ができるわけですが、そういうところの在外事務所長といいますか、そ

ういうものの給與はどういうようになります。いろいろ余り不十分な御答弁で少し十分に聞きたいと思うのですが、總司令部のほうに翻訳をいたしまして廻しておる関係上、少し遅れておるのですか。

○木下源吾君 政治折衝、経済交渉などといふものは、これらの人々が單独で自分の考へてやるのですか。

○政府委員(大江昇君) これは重要な事項につきましては、外務大臣の訓令を受けて出先の官庁が執行いたしますし、場合によりましては出先の官庁が自分の裁量によりまして折衝をいたします。いろいろ時宜に応じてやつておるわけでござります。

○木下源吾君 そういう自分の裁量でやる政治折衝なんといふものの規定があります。この規定は、外務省の定義に「外務省に関する規定はございません」。

○木下源吾君 第四條の規定であります。いわゆる国家公務員法中の服務に関する四カ條のみは準用すると、こうなつていますが、そこで先ほど岡部君に言つたのですが、ここで先ほど岡部君に言つたのですが、ここだけを準用するというならばこんなものじやいかんと私は考へる。そこですべてこの法律で定めるべきやしないか、こういうことを考へるのですが、この点についてどうですか。

○政府委員(岡部史郎君) これはどうも木下さんが人事委員長の頃にできたが、第二條の四項ですね。いわゆる外務職員の定義に、外交領事事務といふことが書いてあるのですが、大体これはどういうことか、内容を具体的に一つ説明してもらいたい。

○政府委員(大江昇君) それはまだ外務省令はできておりませんが、一般の庶務的の仕事をいたします外務公務員、こうじるものを持めるといふらに考えておられます。

○木下源吾君 こうじるものもまだ海のうちで、外交という面に関しましては、これは当該国との間の政治的の折

ものが新聞にたまに漏れるといつても、なことはまああることあります。それで、これが誠に遺憾なのであります。発表したのではありません。

○木下源吾君 発表しなくても、ういいう数字がちゃんと挙げられて、これがそなうだといふならばですね、法案が出てべきはずだ、それを待てばいいじやないか。先へ延ばしておるという、その何がちともわからん。それの事情を一つそれほどなら民主的にざつくばらんに聞かして下さい。

○政府委員(大江昇君) これは閣議をすでに通つておるのでござりますが、總司令部のほうに翻訳をいたしまして廻しておる関係上、少し遅れておるのですか。

○木下源吾君 どうも余り不十分な御答弁で少しだけ聞きたいと思うのですが、總司令部のほうに翻訳をいたしまして廻しておる関係上、少し遅れておるのですか。

○木下源吾君 第四條の規定であります。いわゆる国家公務員法中の服務に関する四カ條のみは準用すると、こうなつていますが、そこで先ほど岡部君に言つたのですが、ここだけを準用するというならばこんなものじやいかんと私は考へる。そこですべてこの法律で定めるべきやしないか、こういうことを考へるのですが、この点についてどうですか。

○政府委員(岡部史郎君) お答えいたしましたが、この第四條で木下さんの御指摘になりました公務員法の関係條文は、これは特別職に准用するわけでありまして、特別職の分でござります。

○政府委員(大江昇君) お答えいたしましたが、この第四條で木下さんの御指摘になりました公務員法の関係條文は、これは特別職に准用するわけでありますが、格付する作業といふものは現実の作業であります。これは大変なものでありますから、人事院といつましてもは職務法の建前からも、極く特

けはどんづかせておせる。それで、こちちは出せんといふことでは私ども納得が行かん。どういうわけですか、それは……。

○政府委員(石原幹市郎君) これほどでも発表したものではないのであります。が、どうもよし、正式発表しない

○木下源吾君 これは国会にどうせ出されるものを、まだ今日これを審議しております。

○木下源吾君 この法律の内容です。長の在勤手当でございまして、年額五千八百米ドル、こうじうことになつておる数字でなければ出ない、新聞にだ

ります。○木下源吾君 この法律の内容です。これが、第二條の四項ですね。いわゆる外務職員の定義に、外交領事事務といふことが書いてあるのですが、大体これはどういうことか、内容を具体的に一つ説明してもらいたい。

○政府委員(大江昇君) お答えいたしましたが、この第四條で木下さんの御指摘になりました公務員法の関係條文は、これは特別職に准用するわけでありまして、特別職の分でござります。

別な官職を除きましては各省に大部分は委任するという建前になつております。即ち格付権は各省に委任するわけあります。人事院が今考えておりませんのを具体的に申しますると、今の給與法で申しますれば、十一級以上であります。それを第五條におきましてはその格付はこれはもう在外即ち在外公館にある官職につきまして一々人事院が格付するのは如何かと思いますし、それとの釣合で本省にあるそれと相当する官職もこれも釣合上外務省に委せたらよかるう、特にこの特例法ができる場合でありますから、格付だけはこれは外務省に委せよう、職種及び職級の決定はこれは木下さんのおつしやる広い視野に立ちまして、職種職級は人事院の権限としてきめる、こういう建前になつております。

という仕事はこれは専門的、技術的なものでありますし、各省におきましてこれは手もない、そういう専門的な知識もないわけではありませんから、人事院といたしましては各省との協力の下に職種及び職級を決定いたし、そうちてその職種につきましては、これを国会に提出いたしまして更に御審査頂くわけであります。職種及び職級が決定いたしますと、これを具体的な官職、例をとつて申しますと、各省の局長というものを何級の官職に格付するかという問題でございます。これは例えば一例といたしまして、建設省の管理局長を一般行政職の二級に格付するといった場合におきまして、それは人事院がその権限を保留しておりますが、今度建設省のたゞさんの官職につきましてこれは人事院が千名足らずの職員を擁しまして一々格付でかかるわけでございませんから、格付は各省にお願いいたしましてその監査だけはやる。こういう建前になつております。ところでこの案の建前はその上のほうまで、局長クラスまで外務省に委任するわけであります。それが少く行き過ぎではないかというお考えもあるうかと思うのであります。現実におきまして建設省の管理局長であるとか、或いは厚生省の社会局長であるとか、大蔵省の主計局長というようなものを、例えはそれべ一般行政職の二級であるとか財政職の二級であるとか、ということに格付いたしました場合におきまして、外務省の局長のみを或いは條約局長であるとか通商局長であるとかというような官職を特に外務省だけそれを均衡のとれない一級に格付する、或いは三級に格付するとかという

ようなことは、常識におきましても、できないといふわけであります。それが第一点、更に又人事院におきましては格付を觀察し改訂する権限もあります。これは第十一條等を御覽頂ければお分かりであります。又外務省におきましても各省との人事の交流を、この法案においても考慮しておきますが、そういう人事の交流を考えております場合におきまして、外務省がひとり格付権を有したところで、バランスのとれない格付はできません。これはできるものじやないわけでありますから、そういうことを考えますならば、取りあえず、取りあえずと申しますかその初めから予期されおりまする外務省の特例法におきまして、格付権はこの程度のことは委任してもよからぬかと、かように思つてゐる次第であります。ありますからそれが各省に波及するといふことは、或いは各省に波及するといふことは、なことは、これはちよつと考えられなしたことだと思います。

○伊達源一郎君 ちよつと違つた角からお尋ねしますが、大使館、公使館は今どういう標準によつて、何によつて分けられるのですか。

○政府委員(石原幹市郎君) 只今で大使、公使といふようなものは殆んど実質的には差違がないようではあります、これは相手國が大体大使を希望し、或いは大使を諸國へ置いていたりなどころは大使、それから国にりまして公使しか出していない國もあるのであります。そういうところは使、こういうような標準になつて、ようと思ひます。

○伊達源一郎君 それはこつちで一的につきめられるのですか、相手國との談の上決定されるのですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは、相手國の意向を一応探るといつまでも、相談いたしましてあるのであります。

○伊達源一郎君 ここに現に大使館公使館を置くところを分けてあります、それが必ずしもよそが置くからくといふことでもないようであるし、まだ今の段階において、相談し合つて双方合議の上といふことでもないと申いますが、その点ちよつとはつきりして頂きたいと思います。

○政府委員(大江昇君) この大使館をうちで、戦前は公使館があつたのが大使館になりましたよんなところ、例えばメキシコ、カナダ、或いはオーストラリア、スペイン、オランダ、こういふ國は先方の希望がございまして、それを日本側が認めましたので、大使館になつたのでございまして、そぞろいに希望が日本側に来ないとか、或いはま

だ日本との間の話が付かないような所につきましては大使館前の、戦前の慣例によりまして大使館なり公使館を置くということにいたしております。

○伊達源一郎君 そのほかの例えればベキスタンとかいろいろな新らしい所へたくさん大使館が考案されておるのでですが、それはまだ話し合いは付いてないでも、大体こつちの希望でこれは書かれたものですか、才でに何か具体的な話し合いがあつたことですか。

○政府委員(大江晃君) バキスタンでありますするとか、インドネシア、こういう新らしい国につきましても、大体先方のほうから希望が述べられておりまして、話し合いが大体付いておるわけでござります。

○伊達源一郎君 そのところが私ははつきり聞きたいのですが、大体話し合いは付いておるのでしようか。大韓民国やいろいろな所皆話が付いておるのでしょうか。

○政府委員(大江晃君) 国によりましてその話し合いの度合が多少違います。お話をうかがふ大韓民国につきましては、御承知の通り現在日韓交渉が行なわれておりますが、先方といたしましては、日本に大使館を置くといふような準備もいたしておりますし、そういう方向に進んでおる。ただはつきり大使館を相互に交換するということまではつきりした話し合いがないわけであります。

○伊達源一郎君 大きな国或いは日本とのいろいろな関係のインボーナンスから考えていろいろきめておられる方と思いますが、例えばタイ国のこととは大使館になつておる。ヨーロッパのスウェーデンのことを公使館こ

そうなりでおおむねしてよ。が、

○政府委員(大江晃若) 先ほど政務次官からちよつと申上げましたが、ヨーロッパの国の中で、スイス、スウェーデンというような国は各国に公使館を置く方針をとつております。従いまして我がほうも公使館ということになつて

ておられます。タイにつきましてはまだ正式の大使館交換の話合いはきまつておりません。

○伊達源一(順君) ビルマのことはよくうよう国になつたかならないかといふような所ですけれども、大使館として、これは仮にかも知ませんが、定められておるというは、日本と米の関係や何かで今後通商関係なんかも非常に頻繁になるというような考え方が基礎になつてやつておられることでしようか、話合いがそう付いておることでしようか。

使は先ほど政務次官からお話をございましたように、特にその権限の差がないのでございますが、新らしく生まれました東亞の諸国は、やはり各国に大使館を置く傾向があるわけなんございまして、國際慣行といたしまして、大使の席次は公使よりも上というような点がございまして、新興国家は大使館を非常に希望いたします。これに応じまして、諸外国が大使を派遣しておるというようなわけでございまして、ターキーイ或いはビルマ、こういう国々もそういう方向のところから大使館というふうに考えておるわけでございます。勿論日本といったしまして、東亞の地域でありますタイ、ビルマこういうようなところは重要度の上から申しましても

○伊達源一郎君 今の大使館と公使館の問題は、これはお話しの通り大して区別がないと思いますけれども、名目上かなり大切なことであつて、この点についてはこの外務省の人事を規定する上には、相當考えなければならん、とと思いますが、それはまあ別といましまして、次に政務次官にお尋ねしますが、これから政党政治になりますと、大使、公使と政党との関係ということは非常に考えなければならんことを考えますが、今の外務省のお考えでは、政党人を外交官にすることの良し悪し、そういうことについてどういふことを考へます。大体で一向差支えないものだ、こううふうに考えております。

はあとに問題を留保しておきます。
別に細かいことですけれども、今の大事件などと思ひますので、これでござります。
外交戦は、ソ連がああいうふうにやつておる關係からでもありますか、かなり何といいますか、スペイといいますか、通報上の戦闘が平時においては非常に盛んに行われ、日本なんかでも随分電信の略号等は盛んに盗まれて醜態を今まででさえ暴露しておる。今後においても随分このスペイ戦といつものは盛んに行われると思ひが、そういうような経費というものはどこから出るのですか。

○政府委員(石原幹市郎君) 何と申しますか、その秘密戦術、地下戦術、あるいはことをじこへやつておることと思いまするので、そういう経費がどこから出ているかということが勿論わかるようであれば、そんなスペイ戦術は……。

○伊達源一郎君 よそのことじやないのです。日本も何かなさるのでしようが、どこからそういう経費を出すつもりか、そういうような人件費が外交上相當、相当と言いますよりも、非常にたくさん要る事態が考えられるでしようが、そういう必要が仮にありとしますれば、どういうところから出るのですか。

○政府委員(石原幹市郎君) 只今のところの予算では、たしかあれはどういう名前になつておりますが、情報文化局の情報収集關係のところの費用が一つはそうだろうと思ひますが、これはいろいろ外交上の知識の普及なり宣伝もやりますのが、或いは又外国のラジオ通信等を傍受するというような、そういう費用も含まれております。

○伊達源一郎君 私はいろいろ／＼そういううような関連で新らしい外交といふのを考えて、経費の問題、今問題となつておる紹興問題等について非常に考えなければならん点があると思います。ですが、委員会において又別な問題でもお尋ねいたしますけれども、ともかくいろいろな問題をどうせ決定しておることではないと想いますけれども、今後研究せなきゃならんことと思いまので、よく研究しておいて頂きたいといふ希望を述べまして、私の質問を終ります。

○中山福蔵君 只今この大使公使の何と申しますか、設置されるところが、国々によつて、例えばお互いままだとか、或いは従来の関係から推してどうしてもそういうふうに持つて行かなければならんとか、いろいろな理由があるようですが、今後の大公使にも、設置の標準といいますか、何といいますか、そういう目安は、従来の関係とか、向うさんが大使館を置くからこちらも大使館を置くというような関係を離れて、大体の目安というものを在外公館を置く場合においては立てておかなければならんと思うのですが、その目安なんかについてはお考えがあるでしょうか。

○政府委員(石原幹市郎君) 別にその内規とか……的になりました基準となるが、貿易関係であるとか、在留民の関係であるとか、そういうような、或いは政治的交渉の関係であるとか、いろいろなことが一応の標準、基準にはなると思うのであります。併し先ほど私並びに官房長から申上げましたように、この大使、公使というものの觀

念が殆んど区別はもつなくなりまして、財も儀礼上においては大使のほうが上位にある扱いを受けるというようなことから、大使の交換を希望する国が非常に殖えておるわけであります。殊に新興国が非常にたくさんでたのでございまして、そういう國は殆んど拳つて大使の交換を希望しておるといふように、我が方といたしましても希望に応じて大使を交換して行こうと、こゝで貿易なりその他の關係が密接な深い國には、まあこれは俗な言い方でありますけれども、一等、二等、三等くらいの觀念がこれからは私まで来て来るのではないかと、かように思つております。

「さう、お用務はなれ云々」一方、うに國なては入さ利當と位而特

の具体的の人事が行われて行くのではないかと考えております。

○中山福蔵君 私はその点について外務省は一つの見識を持つて頂きたいと、こう念願するのです。それはどういうわけかと言いますると、いわゆる思想的対立ですね、或いは宗教的対立といふものが、民族性或いは從来の歴史的関係から現在発生して、それに対して一つの殉教的な態度をとると

いうのが今日の世界の大勢になりつつあるよう私は看取しておるわけなんです。そこでこの大公使の任命という問題は、いわゆるその土地の民族性とか、宗教関係だとか、或いは政治的動きだとかいうようなことも勿論必要あります。それから立派な効果を挙げないと思うのですが、そういう点についてはどういふふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは誠に御尤もな御意見でございまして、そういうことも将来は深く考えて行かなればならんことだと思います。それから衆議院の外務委員会でも御意見があつたのでありまするが、一、二年或いは二、三年で転々と動くといふようなことでなしに、やはり深くその地方を担当できるような形においてまあ人材を養成し、そういう人を起用いたして行かねばなるまいと、こういふような意見も出ております。誠に御尤もな御意見でございます。

○中山福蔵君 それに関連いたしまして、現在の外交官の採用試験の試験科目でですね、これには是非とも世界歴史とか、或いはこの人類学とか、時勢に応じた試験科目といふものが必要にな

つて来るのじやないかということを考えておりますが、その採用試験科目に

ついても只今のお考えは如何でございましようか。それを一つ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(大江晃君) 現在の外交官の試験におきましては、外交史及び政治史といふものによりまして、この歴史の知識の十分な人物を探るというよ

うなやり方をとつております。只今お話をございました人類学といふような点につきましては、これは私個人の考

えてござりまするが、極めて適切な新らしい一つの大きな世界観を作る學問として生れつたあるよう思ひます。が、まだそういう科目を試験に入れるということにはなつております。たゞ私の承知いたしまるところでは、選択科目といたしまして哲学、というような科目も入つて幾分そういう思想方面の試験の補いをやつてあるのじやないか、こういふふうに考えております。

○中山福蔵君 実はですね、私はこういう質問をするといふことはなぜかと申しますと、近衛内閣当時に尾崎秀実といふものが内閣総理大臣の官邸に陣立て、日本の機密に関する事項を細かいと誰もこれは断言できないところなんです。従つてこの外交官の採用のほうは更に條約なら條約等に署名、調印するまでの権限を持つて参るものの、こういふ区別があります。

○中山福蔵君 この二項、三項といふのは大体同一のこれは事務の取扱ができますけれども、これは解釈のしの違いであるといふことだけのお答えありますけれども、これは解釈のしのによつては如何よろしくも解釈できることのあります。それで私は外務省の最高主導部におきましてはその細かいところまではお伺いしませんが、その次に「政府代表又は全權

どんでもないことになると私は考えます。それでその試験科目についての、或いは採用試験についての外務省の御高見をお伺いしたいと思つて私はお伺いしたわけですが、これは一つ吉田外務大臣にもこのことを十分お伝えおき願いたいと私はお願いしておるのであります。

それからもう一つお尋ねしておきますが、第二條の第三号によりますと、第四号になりますといふと全權委員と

いうのがここにあります。が、大体全權委員といふのは政府を代表して交渉に當置されておる顧問とは違うのでございまして、外交官としては最もこれを体得する必要があるうと考えるのが、まだそういう科目を試験に入れる

ということにはなつております。たゞ私の承知いたしまるところでは、選択科目といたしまして哲学、というような科目も入つて幾分そういう思想方

の條約に署名調印するとか、そういう権限まで持つて参りまするのが全權委員、それから政府代表といふのはその国際會議、國際機關等に参加していろいろの行動はとります。交渉もし、會議にも参加するのですが、全權委員のほうは更に條約なら條約等に署名、調印するまでの権限を持つて参るもの、こういふ区別があります。

○中山福蔵君 従来この多く在外の公使館に送られましたる日本の特別なわゆるこの査察的な事務をおとりになるかたが、巡回されるといふと、行かれますとお置きになるもの……。

○政府委員(大江晃君) その通りでございます。

○中山福蔵君 従来この多く在外の公使館に送られましたる日本の特別なわゆるこの査察的な事務をおとりになるかたが、巡回されるといふと、行かれますとお置きになるもの……。

○政府委員(大江晃君) この名譽領事の名譽領事は昔、のうちには只今お話を置くよりもそのほうが便利だというような事柄から出発しているのですか、それははどういうわけですか。

○政府委員(大江晃君) この名譽領事名譽領事は昔、のうちには只今お話を置くよりもそのほうが便利だといふことがあります。が、最近におきましてはそここの國の適當な人間がいることもあると思いますが、最近におきたような考慮されて置かれ

委員会の代理、顧問及び隨員」というの見方ですね。これは津島全權とか村田省藏氏とか、松本俊一ですか、いろいろな人が顧問になつておられる

あります。が、そのいふ点は如何なるものでありますか。どちらに査察させるというほらが却つていいのじやないかということを考える場合には、その補助職員が先ず参りまして、まあ今中山委員がおつしやいましたような目的を達しなければなりません。それが、これをお伺いしておきた

りです。すか、臨時にこういふものを置かれるつもりですか。如何にもアメリカの真似をしておられるような感じがす

りです。すか、臨時にこういふものを置かれるつもりですか。如何にもアメリカの真似をしておられるような感じがするのですが、どうですか。この見方ですね。これは津島全權とか村田省藏氏とか、松本俊一ですか、いろいろな人が顧問になつておられる

のです。が、そのいふ点は如何なるものでありますか。どちらに査察させるというほらが却つていいのじやないかということを考える

のであります。が、そのいふ点は如何なるものでありますか。どちらに査察させるというほらが却つていいのじやないか

で認めて名譽総領事にする、こういうのが最近の例でございます。

○中山謹藏君 もう私時間が遅うござりますから、これで終ります。
○委員長(青馬英一君) ほな御発言がなければ、本日の連合委員会はこの程度でとどめ、次回は明日午後一時から開会することいたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十一分散会